

資料19 URAシステム整備についての現状②
 (「平成24年度 大学等における産学連携等実施状況について」の関連調査より)

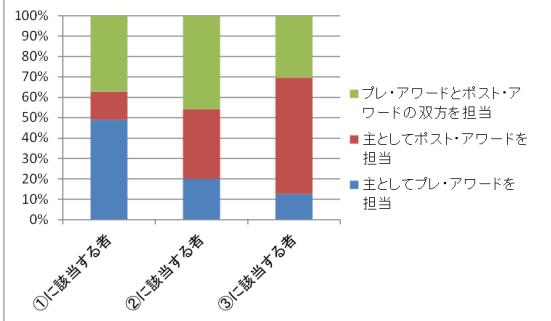
【調査結果の例】

○「URAとして配置」と整理する者の雇用期間の定め



○「URAとして配置」と整理する者の職務従事状況

	主としてプレ・アワード担当	主としてポスト・アワード担当	プレ/ポスト双方を担当	小計
①に該当する者	50人	14人	38人	102人
②に該当する者	48人	82人	110人	240人
③に該当する者	17人	77人	41人	135人
合計	115人	173人	189人	477人



この条件設定では、プレ・アワード、ポスト・アワードの双方を担当するURAが多い。

- プレ・アワード業務：
- ・ 学内研究者の研究領域や学内研究施設等の把握
 - ・ 企業、独法、国等のニーズや研究資金等の把握
 - ・ 研究者とともに、研究プロジェクトを企画
 - ・ 研究計画等に関して、関係法令等に合致しているか精査
 - ・ 研究プロジェクト案についての提案・交渉 等

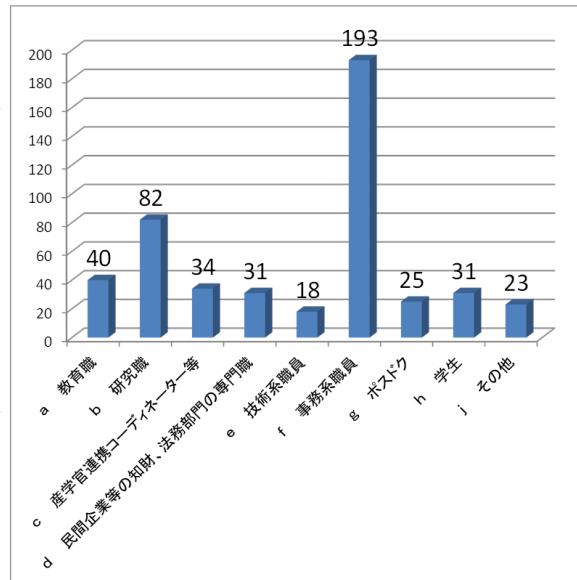
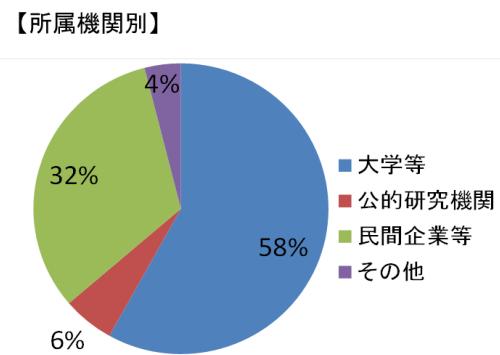
- ポスト・アワード業務：
- ・ 研究プロジェクトの実施に必要な人員・組織体制の整備
 - ・ 研究プロジェクトの会計、財務、設備管理
 - ・ ニーズや関係法令等に合致した研究プロジェクトの進捗管理
 - ・ 特許申請等の研究成果のまとめ、活用促進 等

資料20 URAシステム整備についての現状③
 (「平成24年度 大学等における産学連携等実施状況について」の関連調査より)

【調査結果の例】

○「URAとして配置」と整理する者の前職

【職種別】



所属機関別では大学等及び民間企業等が、職種別では事務系職員が多い。

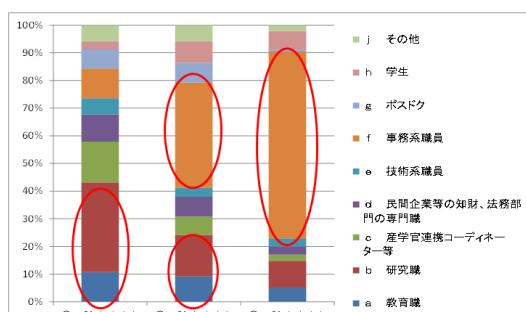
資料21

URAシステム整備についての現状④

(「平成24年度 大学等における产学連携等実施状況について」の関連調査より)

【調査結果の例】

○「URAとして配置」と整理する者の前職



①→URA配置支援補助金雇用のURA

②→独自経費雇用URAであり、URA業務に専念
専従

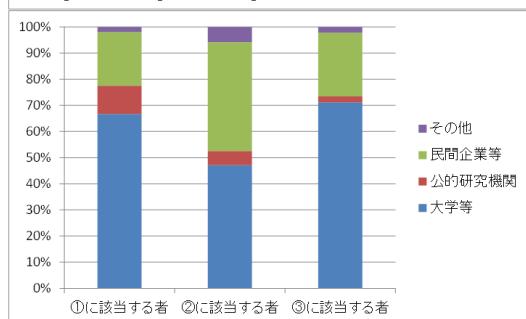
③→独自経費雇用URAであり、エフォートの半分以上をURA業務に従事している

①～③で分類した場合、

①においては、大学等の教育・研究職の比率が高い。

②においては、大学等及び民間企業から概ね同率で、教育・研究職または事務系職員からの転入者が概ね同率で存在する。

③においては、大学等出身の事務系職員の比率が高い。

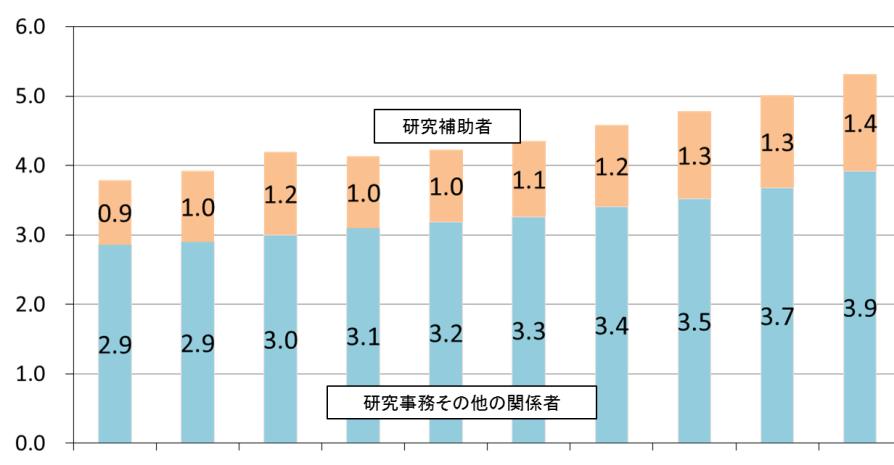


資料22 (参考) 大学における「研究補助者」と「研究事務その他の関係者」数

○平成24年3月31日現在で、合計約5.3万人が従事

※「研究補助者」とは、研究者を補佐し、その指導に従って研究関係業務に従事する者をいう。
 「研究事務その他の関係者」とは、研究関係業務のうち庶務、会計などの事務に従事する者をいう。

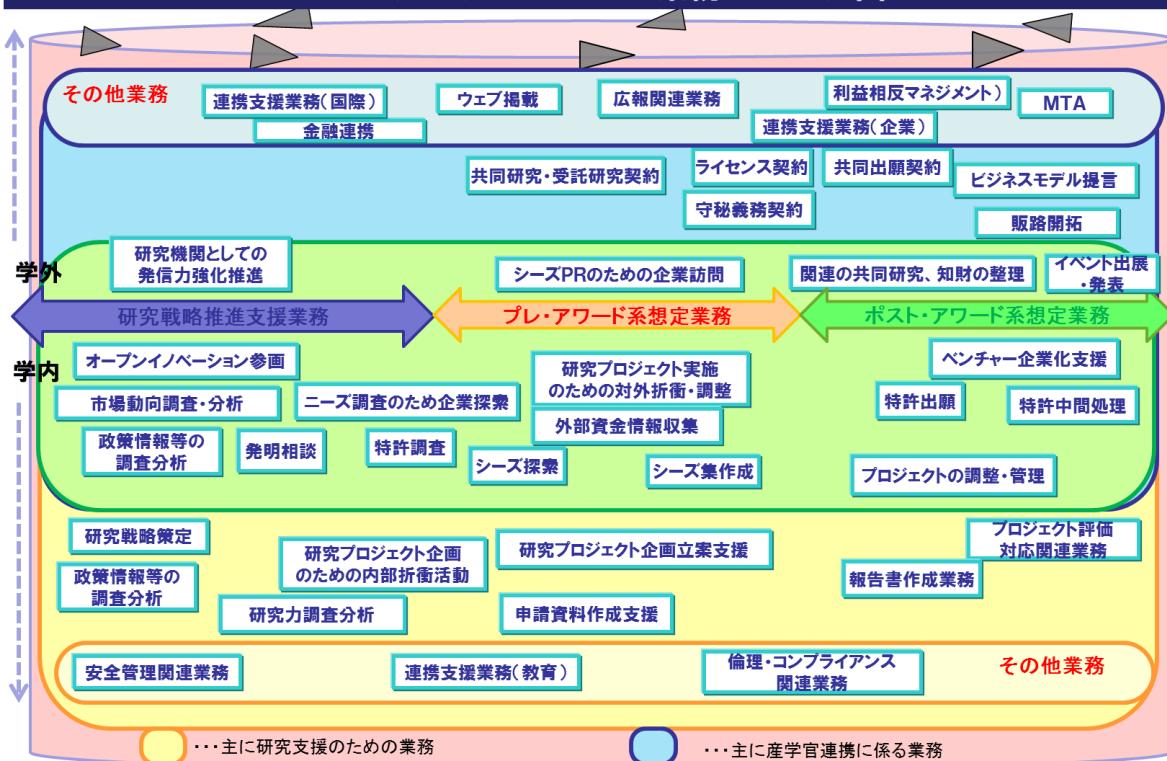
(単位:万人)



平成24年 科学技術研究調査報告(総務省統計局)データを基に作成

資料23

URAシステムにおける業務イメージ図



資料24

研究開発力強化法改正の概要

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(議員立法)

主な改正内容

(1) 労働契約法の特例(※大学教員等任期法もあわせて改正)

- ・大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニストレーターについて、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長。
- ・民間企業の研究者等で、大学等及び研究開発法人との共同研究に専ら従事する者も、上記と同様の扱い。
- ・上記の者の雇用の在り方につき、今回の改正法の施行状況等を勘案して検討を加え、必要な措置を講じる。

(5) 研究開発の国際水準を踏まえた専門的評価

- ・研究開発等の適切な評価を、国際的な水準を踏まえるとともに、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえて行う。

(6) 研究の実態に合わせた調達

- ・研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達を研究開発法人等が行えるよう必要な措置を講じる。

(7) イノベーション人材の育成

- ・イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するため、必要な施策を講じる。

(8) リサーチアドミニストレーター制度の確立

- ・研究開発等に係る企画立案、資金確保、知財の取得・活用その他の研究開発等の運営・管理に関する業務に関し、専門的知識・能力を有する者の確保のため、必要な措置を講じる。

(9) 研究評価や「目利き」についての専門人材の育成

- ・研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材確保のため、必要な施策を講じる。

(2) 研究開発法人の行う出資業務等

- ・出資等を行うことができる法人として、以下の3法人を別表に規定。
- ・科学技術振興機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・法施行後、業務の実施状況を勘案し、対象法人等について所要の見直しを行う。
- ・関係省庁、関係機関、民間団体等の連携協力体制整備について速やかに検討を行い、必要な措置を講じる。

(3) 新たな研究開発法人制度の創設

- ・独立行政法人制度全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。

(4) 我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究への必要な資源配分

- ・我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究の重要性にかんがみ、必要な資源配分を行う。また、我が国及び国民の安全の基盤をなす科学技術については、安定的な配分を行うよう配慮。

施行期日

- ・(1)労働契約法の特例及び(2)研究開発法人の行う出資業務等は、平成26年4月1日。
- ・その他は平成25年12月13日施行。